



茨城県 古河市
Koga City

資料5



認定こども園制度について



子ども部子育て支援課
子ども政策室



認定こども園制度について

「認定こども園」法は、幼稚園（文部科学省）、保育所（厚生労働省）、認可外保育施設（厚生労働省）の各制度をベースに、就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を提供する施設について、都道府県知事が「認定こども園」としての認定を与えるという仕組みである。

趣旨と背景

幼稚園と保育所は、その目的及び役割を踏まえ、それぞれの社会的ニーズにこたえてきているが、近年の社会構造等の著しい変化を背景として、就学前の子どもに関する教育・保育については、**保護者が働いていても働いていなくても**同じ施設を利用したいなど、ニーズは多様化しつつある。

この法律は、このような変化を考慮し、地域において子どもが健やかに育成される環境が整備されるよう、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じるものである。

■ 新たな「幼保連携型認定こども園」の創設

- 「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として新たな「**幼保連携型認定こども園**」を創設
 - **満3歳以上児**の受入れを**義務付け**、標準的な教育時間の学校教育を提供。また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、**保護者の就労時間等**に応じて保育を提供。
 - **満3歳未満児**の受入れは義務付けず、保育を必要とする場合は、**保護者の就労時間等**に応じて保育を提供。
※ここでいう「学校教育」とは、小学校就学前の満3歳児以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）をいう。
また「保育」とは、児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育をいう。
※満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。
- 行政からの財政措置を「**施設型給付**」に一本化。
- 認可手続き・権者、指導監督を一本化。（権者は都道府県知事）
- 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ。
（株式会社等の参入は不可。）
- 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けず、政策的に促進する。

4種類の認定こども園



この法律は、幼稚園・保育所等のうち

就学前の子供に教育・保育を提供する機能

地域における子育て支援を行う機能

これらを備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設ける。こうした認定こども園の認定を受ける施設としては、地域の実情に応じて選択が可能となるよう、

① **幼保連携型**
③ **保育所型**

② **幼稚園型**
④ **地方裁量型**

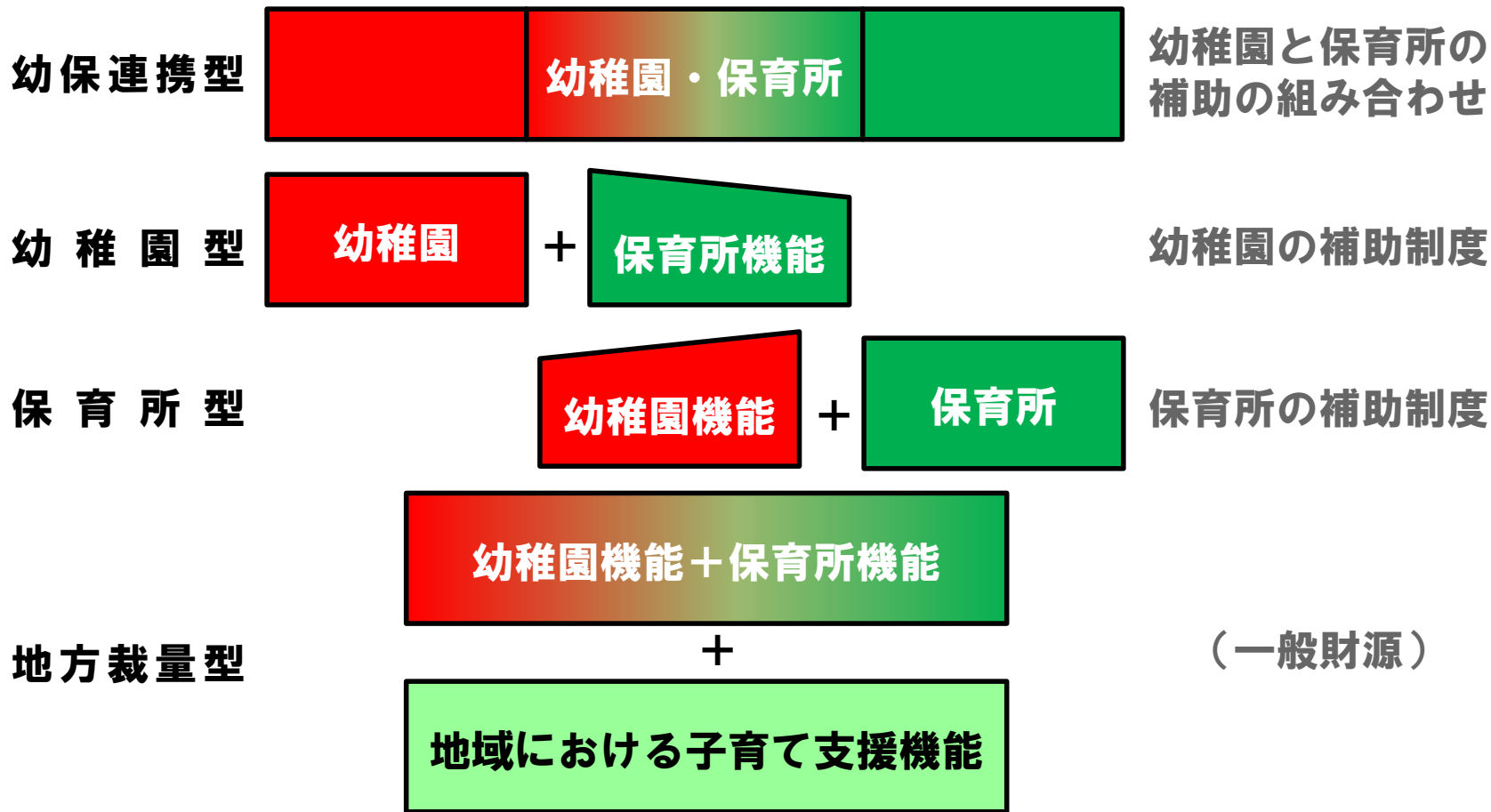
この4つの類型を認めることとしている。制度の枠組みとしては、幼稚園でも保育所でもない第3の施設類型として認定こども園を設けるのではなく、果たすべき機能に着目し、幼稚園や保育所などがその法的位置付けを保ったまま認定を受ける仕組みとなる。



認定こども園の類型と財政措置

<補助制度>

認定こども園
(都道府県による認定)



※これらの多様な類型を認定対象としていくとともに、幼保連携型施設の設置促進のための措置を講じる。

●幼保連携型認定こども園は、現行制度では幼稚園と保育所の組み合わせであるが、新制度では学校及び児童福祉施設としての位置づけを持つ単一の施設となる。

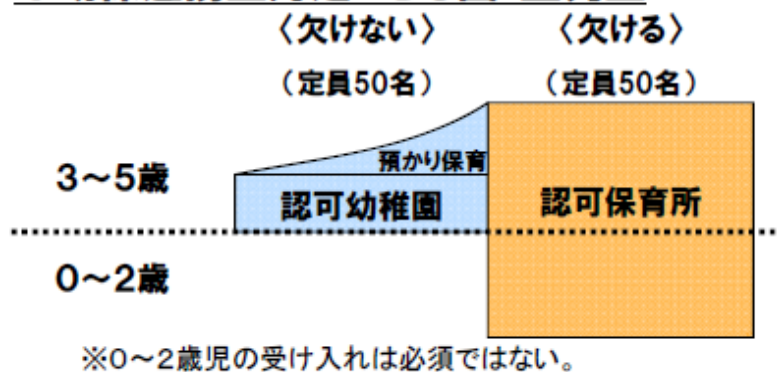
※ 定員についてはいずれも例示（次頁も同じ）

※ 「欠けない」は「保育に欠けない子」、「欠ける」は「保育に欠ける子」（次頁も同じ）

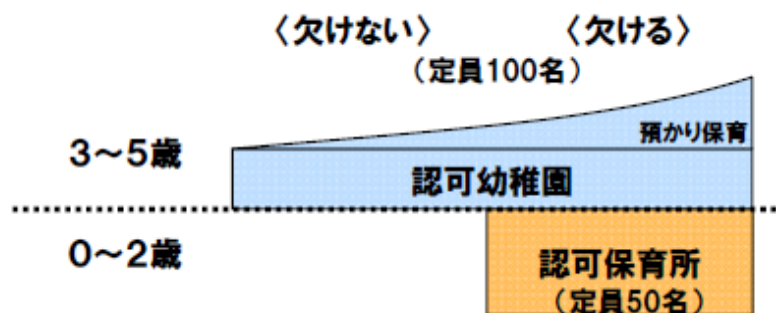
※ なお、認定こども園になっていない幼稚園では、実質的に保育に欠ける子どもを受け入れている場合もある。

（現行）

●幼保連携型認定こども園：並列型

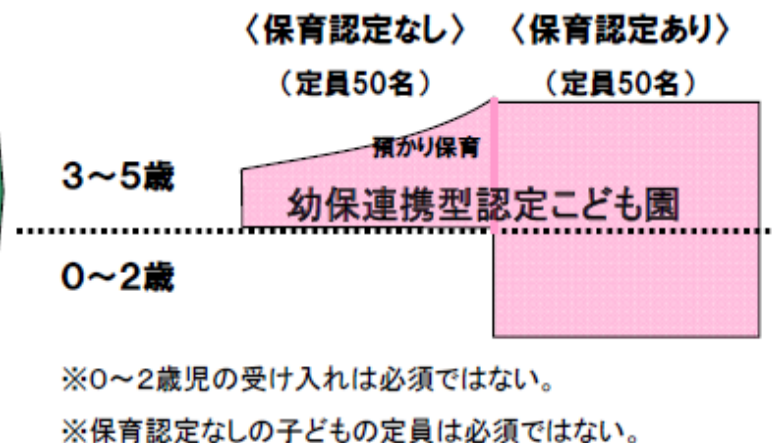


●幼保連携型認定こども園（接続型）



（新制度）

●新たな幼保連携型認定こども園



●幼保連携型認定こども園以外の3類型については、施設類型の変更なし。

※ 下記は現行制度におけるイメージ。
 新制度では「保育に欠けない」→「保育認定なし」、「保育に欠ける」→「保育認定あり」となる。

●幼稚園型認定こども園：並列型



※0～2歳児の受け入れは必須ではない。

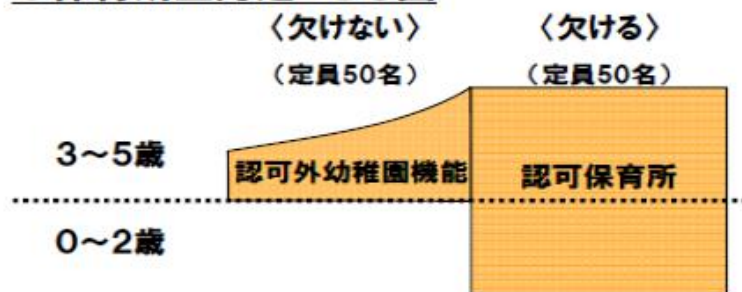
●幼稚園型認定こども園：接続型



●幼稚園型認定こども園：単独型



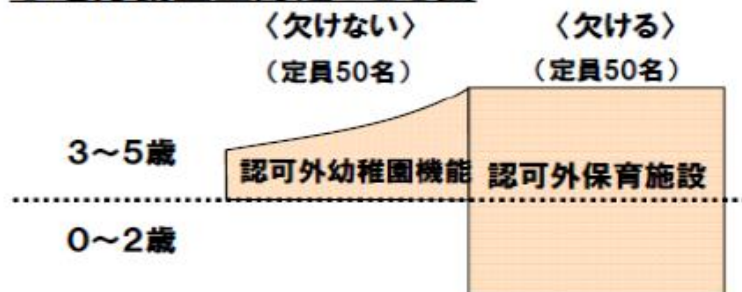
●保育所型認定こども園



※認定外幼稚園機能部分は施設として独立しているわけではなく、当該部分の定員は認可保育所において受け入れるもの。

※0～2歳児の受け入れは必須ではない。

●地方裁量型認定こども園



※認定外幼稚園機能部分は施設として独立しているわけではなく、当該部分の定員は認可保育施設において受け入れるもの。

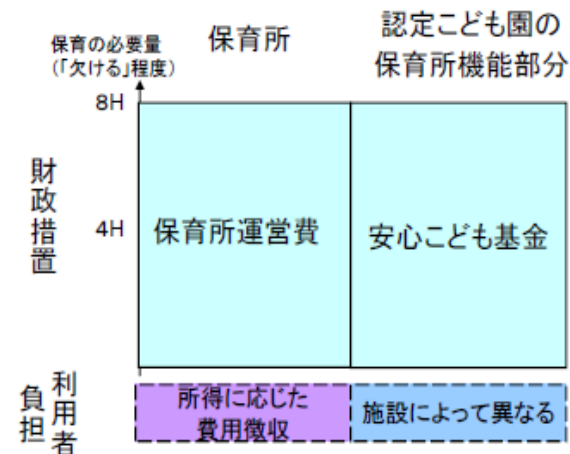
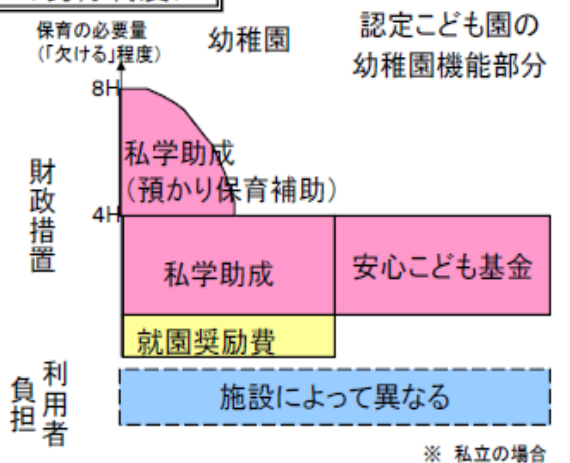
※0～2歳児の受け入れは必須ではない。

施設型給付の創設

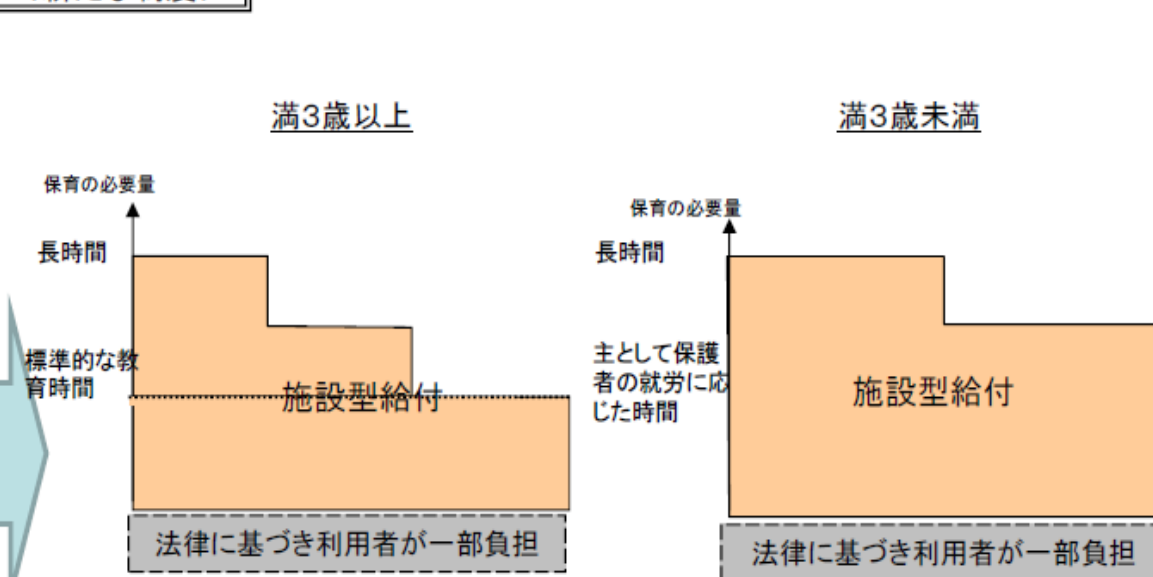
給付構成の基本

- A. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- B. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

<現行制度>



<新たな制度>



※私立保育所については、児童福祉法第24条により、市町村から委託費として支払う。

※上記のほか、特色ある取組(例:特別支援教育等)に対する奨励的な補助として私学助成を措置。
 ※施設型給付の対象として確認を受けない幼稚園の場合は、私学助成を継続。
 ※休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。

■ 現行制度・新制度の比較 ～財政措置～

【財政措置】

<現行制度>

幼稚園部分：私学助成（都道府県）＋奨励費補助（市町村）

保育所部分：運営費（市町村）

一本化

<新制度>

施設型給付
（市町村）

新制度における施設型給付と地域型保育給付のイメージ

子ども・子育て支援法

施設型給付

認定こども園
0～5歳

幼保連携型

幼稚園型

保育所型

幼稚園
3～5歳

地方裁量型

保育所
0～5歳

※幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を代弁

地域型保育給付

小規模保育

家庭的保育

居宅訪問型保育

事業所内保育

※地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

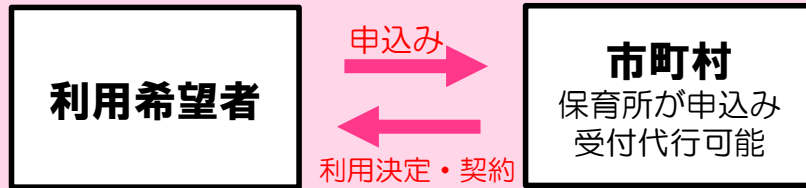


■ 利用手続きと利用料について (1)

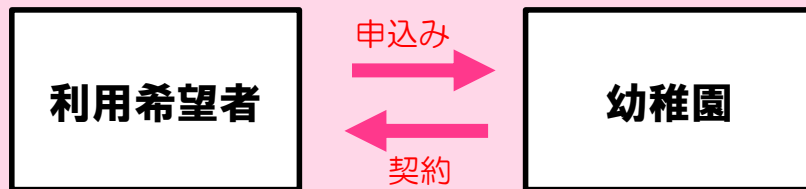
幼稚園・保育所の利用手続き

保育所と幼稚園は申込先・契約先が異なる

<保育所>

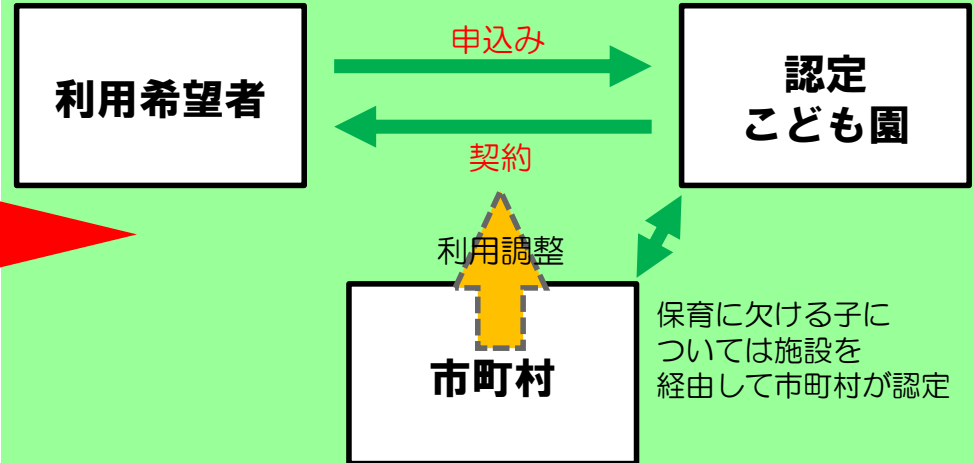


<幼稚園>



認定こども園の利用手続き

利用希望者は認定こども園に直接申し込み、契約は施設と直接行う



幼稚園・保育所の利用料

保育所と幼稚園は利用料の設定・徴収に相違

<保育所>

市町村が、市町村内の保育所につき一律に利用料を設定し、徴収する

<幼稚園>

施設が利用料を設定し、徴収する

認定こども園の利用料

認定こども園においては、利用料設定を柔軟にできるよう、保育所について特例措置を講じる。

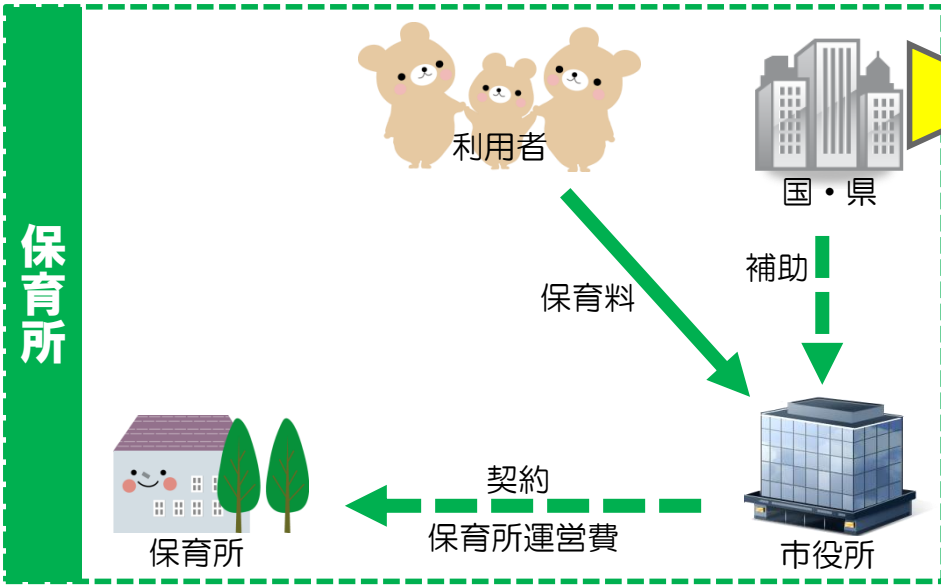
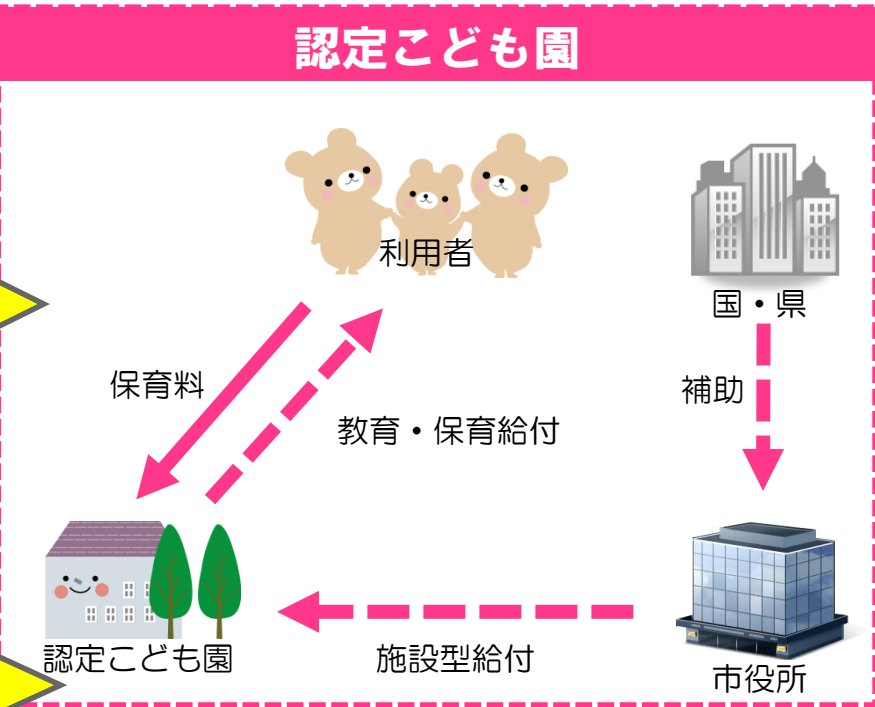
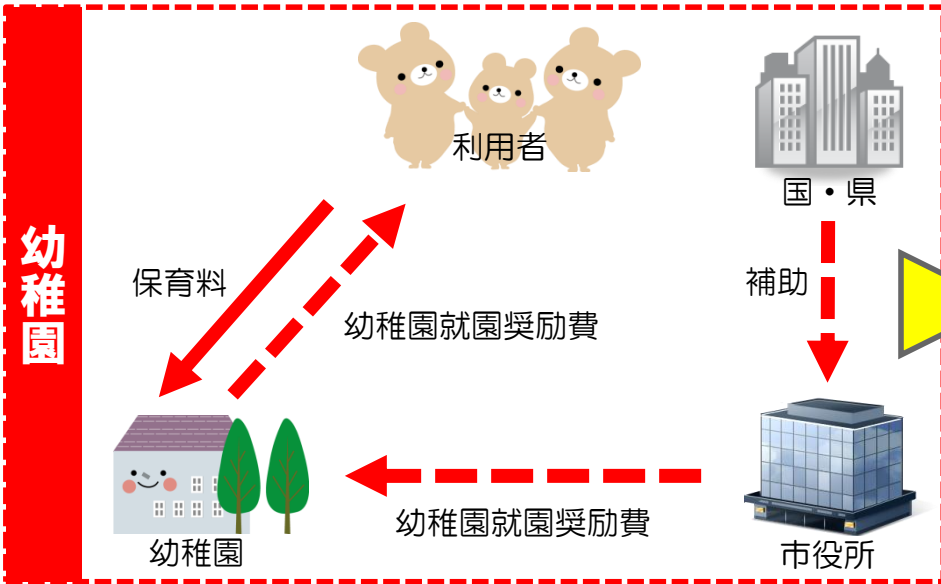
- 施設が利用料を設定し、徴収
- 施設は設定した料金を、市町村に届出
- 低所得者等の利用が排除されないよう、市町村による改善命令

利用手続きと利用料について (2)











幼稚園

保育所



※上記の流れは、地域型保育給付も共通。
 ※適切な施設・事業の利用のための市町村の関与
 【保育の必要性のない子ども】
 ・市町村は情報提供・相談を行い、保護者が施設を選択し、申し込むのが基本。
 【保育の必要性がある子ども】
 ・市町村は情報提供・相談を行い、保護者は市町村に利用を申込み。（私立保育所は保護者と市町村の契約）
 ・基本的に市町村が利用調整の上、利用可能な施設・事業者をあっせん・要請。

市内施設状況① ～古河市内認可保育所～

種別	保育所名	定員	 開設時間 (土曜日)	受入年齢	保育サービス										入所申し込み				
					 一時預かり	 特定保育	 延長保育	 休日保育	 センター 子育て支援	 子育て広場	 児対(対応型) (体調不良)	 病後児保育	 家庭の開放	 送迎バス		 給食			
認可保育所	古河地区	公立	第1保育所	60	7:00~19:00 (7:00~19:00)	産休明け～	○		○								○	総和庁舎 子育て支援課へ 古河庁舎 市民サービス室へ 三和庁舎 市民サービス室へ	
			第2保育所	60	7:00~19:00 (7:00~19:00)	産休明け～			○										○
			第3保育所	90	7:00~19:00 (7:00~19:00)	産休明け～					○			○					○
			第4保育所	90	7:00~19:00 (7:00~19:00)	産休明け～	○		○		○								○
			第5保育所	70	7:00~19:00 (7:00~19:00)	産休明け～			○										○
	古河地区	私立	古河保育園	120	7:00~19:00 (8:00~17:00)	生後6ヶ月～			○			○			○	○			
			古河浅井保育園	60	7:00~19:00 (8:00~17:00)	生後4ヶ月～			○						○	○			
			清恵保育園	80	7:00~19:00 (8:00~17:00)	生後4ヶ月～	○	○	○			○		○	○	○			
			あさひ保育園	60	7:00~19:00 (7:00~19:00)	産休明け～			○		○			○	○	○			
	総和地区	公立	上辺見保育所	120	7:00~19:00 (7:00~19:00)	産休明け～			○			○		○		○			
			関戸保育所	60	7:00~19:00 (7:00~19:00)	産休明け～			○			○		○		○			
		私立	総和保育園	90	7:30~19:00 (7:30~17:30)	産休明け～	○		○	○		○		○	○	○			
			こばと保育園	70	7:00~19:00 (7:30~17:30)	産休明け～	○	○	○		○			○	○	○			
			白梅保育園	90	7:30~19:00 (7:30~17:30)	産休明け～	○		○		○		○		○	○			
			牛ヶ谷保育園	60	7:00~19:00 (7:30~18:00)	産休明け～	○		○	○		○		○	○	○			
三和地区	私立	あゆみ保育園	90	7:30~19:00 (7:30~18:00)	産休明け～	○	○	○				○	○	○					
		三和保育園	90	7:00~19:00 (7:45~18:00)	生後3ヶ月～	○	○	○			○		○	○	○				
		諸川保育園	90	7:00~19:00 (7:00~18:00)	産休明け～	○		○		○			○	○	○				
		名崎保育園	90	7:30~19:00 (7:30~12:00)	生後5ヶ月～			○			○		○	○	○				
		柵保育園	90	7:00~19:00 (7:00~17:30)	生後6ヶ月～			○			○		○	○	○				
三和地区	私立	アリス保育園	90	7:30~19:00 (7:30~18:00)	産休明け～			○				○	○	○					

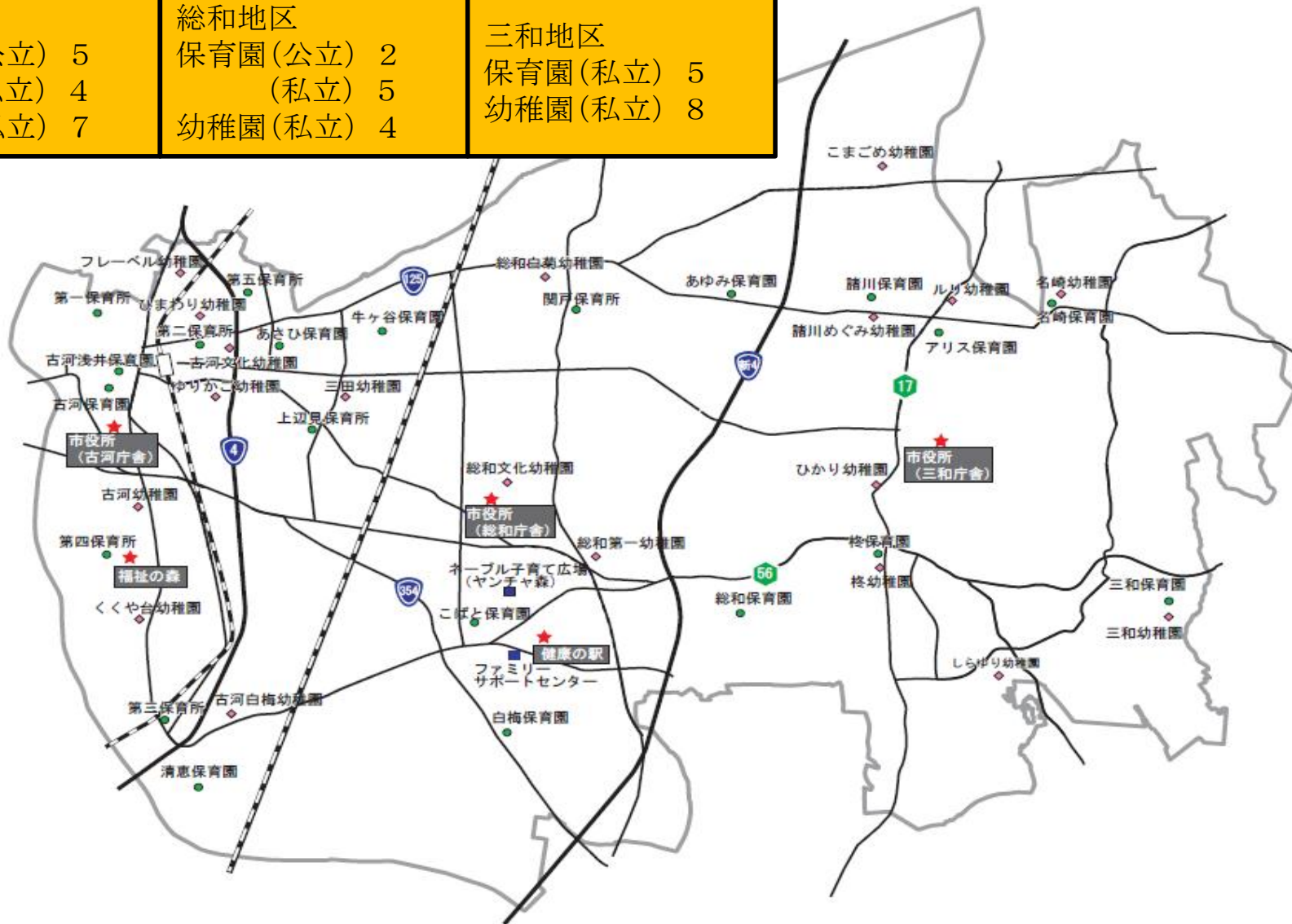
市内施設状況② ～古河市内認可幼稚園～

種別	幼稚園名	定員	 教育時間 (土曜日)	預かり保育 (土曜日) 		受入年齢	保育サービス					入園申し込み	
				平常時	長期休暇		 預かり保育	 子育て広場	 園庭の開放	 送迎バス	 給食		
幼稚園	古河地区	私立	古河幼稚園	8:00～15:00 (休園)	降園時間～18:00 (休園)	8:00～18:00 (休園)	満3歳児～	○	○	○	○	○	各幼稚園へ 直接
			古河文化幼稚園	8:00～15:00 (8:00～12:30)	15:00～18:30 (8:00～12:30)	8:00～17:30 (8:00～12:30)	2歳児～	○	○	○	○	○	
			フレーベル幼稚園	8:00～15:00 (8:30～12:30)	15:00～18:00 (8:30～12:30)	8:00～18:00 (8:00～12:30)	3歳児～	○	○	○	○	○	
			ゆりかご幼稚園	8:00～15:00 (8:00～11:30)	7:30～18:00 (8:00～11:30)	7:30～18:00 (8:00～11:30)	満3歳児～	○	○	○	○	○	
			古河白梅幼稚園	8:00～15:00 (8:00～12:00)	7:30～18:30 (12:00～18:30)	7:30～18:30 (休園)	満3歳児～	○	○	○	○	○	
			ひまわり幼稚園	8:30～15:00 (8:30～11:45)	15:00～17:30 (休園)	8:30～17:30 (休園)	満3歳児～	○	○	○	○	○	
			くくや台幼稚園	8:30～15:00 (休園)	7:30～18:00 (休園)	希望により (休園)	満3歳児～	○	○	○	○	○	
	総和地区	私立	しらぎく幼稚園	8:00～16:00 (8:00～14:00)	7:30～18:30 (8:00～14:00)	8:00～18:00 (8:00～14:00)	満3歳児～	○			○	○	
			総和第一幼稚園	9:30～15:00 (休園)	7:30～18:30 (7:30～12:30)	7:30～18:30 (7:30～12:30)	満3歳児～	○	○	○	○	○	
			総和文化幼稚園	8:00～15:00 (8:00～12:30)	7:30～18:30 (7:30～12:30)	7:30～17:30 (7:30～12:30)	2歳児～	○	○	○	○	○	
			三田幼稚園	8:00～15:00 (休園)	7:30～18:30 (8:30～12:30)	7:30～18:30 (8:30～12:30)	満3歳児～	○	○	○	○	○	
	三和地区	私立	ひかり幼稚園	8:00～15:00 (8:00～14:00)	7:30～18:30 (7:30～14:30)	7:30～18:30 (7:30～14:30)	満3歳児～	○	○	○	○	○	
			しらゆり幼稚園	8:30～16:30 (8:30～11:30)	16:30～18:00 (休園)	8:30～18:00 (休園)	満3歳児～	○	○	○	○	○	
			ルリ幼稚園	7:30～18:30 (8:00～17:00)	15:30～18:30 (8:00～17:00)	15:30～18:30 (8:00～17:00)	3歳児～	○	○	○	○	○	
			諸川めぐみ幼稚園	8:30～16:00 (休園)	7:45～18:00 (休園)	7:45～18:00 (休園)	2歳児～	○	○	○	○	○	
			こまごめ幼稚園	9:00～15:00 (休園)	7:30～18:30 (7:30～12:00)	7:30～18:30 (7:30～12:00)	満2歳児～	○	○	○	○	○	
			名崎幼稚園	8:00～14:00 (8:00～12:00)	7:30～17:00 (8:00～12:00)	7:30～17:00 (8:00～12:00)	満3歳児～	○	○	○	○	○	
			三和幼稚園	9:00～14:00 (9:00～12:00)	7:30～19:00 (8:00～17:00)	7:30～19:00 (8:00～17:00)	満3歳児～	○	○	○	○	○	
	柵幼稚園	8:30～15:45 (8:30～12:00)	8:00～18:00 (8:00～13:00)	8:00～18:00 (休園)	満3歳児～	○	○	○	○	○			



市内施設状況③ ～施設位置図～

古河地区	総和地区	三和地区
保育園(公立) 5	保育園(公立) 2	保育園(私立) 5
(私立) 4	(私立) 5	幼稚園(私立) 8
幼稚園(私立) 7	幼稚園(私立) 4	



凡 例	
	行政区域
	保育所
	幼稚園
	福祉関連施設
	行政施設